特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第 88号

溝内 啓介 KCCN 理事 コンシューマーズ京都事務局長

京都市と消費者団体の連携による大学生を対象とした消費者教育

京都市の寄附講座として、2010年から消費者団体と連携し大学コンソーシアム京都単位互換科目「消費者問題」講座を開催し、大学生向けの消費者教育を実施してきました。これは、弁護士や消費生活相談員をはじめ消費者教育に詳しい大学教授など、多彩な専門分野の講師をゲストスピーカーとして招き講義を行うオムニバス方式で進めているものです。KCCNとしても立ち上げ当初から講師として関わっている講座になり、現在も理事及び事務局が講師として参加しています。私もコンシューマーズ京都の事務局長として2020年からコーディネーターを行っています。

この講座が始まった当初は五日間の夏季集中講座として取り組んできましたが、やがて同志社大学今出川キャンパスをお借りして、秋学期 15 講で 2019 年まで毎年約 100 名の同志社大学生を中心とした京都の大学生が消費者問題について学んできました。2020 年からは春学期 15 講、秋学期 15 講と延べ 200 名の学生を対象により多くの大学生に消費者教育を履修する機会を作っています。全 15 講の組立てとしては、前半で消費者被害に遭わないために、また、被害に遭ってしまったときの対応や、消費者契約法、特定商取引法、また、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体についても学び、後半では、持続可能な社会を目指す消費者市民社会について、エシカル消費、SDGs〈持続可能な開発目標〉について、また、一般企業からも講師を招き、「消費者志向経営」等について学びを深めています。講義を進めるごとに学生のみなさんの変化が感じ取れ、多くの学生が有意義な学びがあったと振り返っています。

さて、2022 年 4 月には成年年齢が引き下げられ、その対応が急がれるところではありますが、京都市と連携し、一昨年度より教員を目指す学生を対象にしぼって課外セミナーを実施しして来ました。コロナ禍でオンライン授業とはなりましたが、動画による基本的な事前学習を行った後、半日使って講義とグループワークも行い、各参加者がモデル授業を作成するというものです。教育指導要領が変わり、家庭科や社会科といった限定した科目ではなく、あらゆる教科において、消費者教育を通じて「持続可能な社会の担い手」を育てることが課題となって来ていますが、消費者教育を担う教員の育成が求められている中、とても重要な位置付けと考えます。しかし、より多くの参加者を対象とするには、課外セミナーでは限界を感じていました。

そこで、今年度初めての取組みとして、佛教大学教育学部教育学科の学生を対象に「持続可能な社会の実現に向けた系統的な消費者教育講座」を提案し、その内1回生150名を対象に、1回生テーマ「自立した大人として知っておきたいこと」とし、講座タイトル「若者が〈次のページへつづく〉

消費者被害に遭わないために(消費者トラブル事例、マルチ商法、クーリング・オフ、消費者センターへの相談と情報提供等)」と講座タイトル「キャッシュレス時代の金融リテラシー(クレジットカードの注意点、キャッシュレス決済の見える化等)」の2講座をオンラインで実施しました。成年年齢引下げが来年に迫るこの時期に開催できたこと、また、未来の教員を対象に消費者教育を行う道筋がつけられたことはとても大きな一歩だと感じています。オンラインということもあり一方通行の講義となったことなど課題はたくさんありますが、更に工夫し今後に繋げたいと考えています。また、これらの京都市の事業が今後も続けられるよう、しっかりとした予算確保を求めて行きたいと思っています。

(2021年8月)